

立寄者体育センター管理規則(平成15年鳥取県規則第8号)に基づく知事の権限に属する事務	項ただし書の規定による開館時間の変更及び同条第2項の規定によるその旨の揭示											
	2 同規則第3条第2項の規定による臨時休館等の決定並びに同条第3項において準用する同規則第2条第2項の規定によるその旨の揭示			○								
	3 同規則第7条第1項の規定による利用料金の免除又は減額の別等の承認			○								
十四 その他の事務												
1 療育手帳の変更申請に基づく療育手帳の交付								○		福祉事務所長 日野総合事務所 所管福祉保健局長		
長寿社会課												
四 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(広域連合の長に委任したものを除く。)												
	1～4 略											
	5 同法第18条第2項の規定により算定される居宅介護サービス費、同法第18条第2項の規定により算定される施設介護サービス費及び同法第33条第2項並びにより算定される居宅支援サービス費の請求							○		健康福祉センター所長 日野総合事務所 所管福祉保健局長		
	6～37 略											
五～十二 略												
子ども家庭課												
一 略												
2 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第9条の8の規定による里親及び保護受託者の指当担当職員の指当									○	児童相談所長	
	2 同令第9条の12の規定による居住地区変更の通知										○	児童相談所長
	3及び4 略											
三～四の三 略												
5 母子及び寡婦福祉法(昭和40年法律第129号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項及び第3項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)(の規定による資金の貸付)の決定									○	福祉事務所長 日野総合事務所 所管福祉保健局長	
	2 同法第14条(同法第32条第3項において準用する場合を含む。)(の規定による母子福祉団体に對する資金の貸付)の決定								○			
	3 同法第22条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)(の規定による母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対する報告の請求又は調査若しくは事務所への立入検				○							

十二 その他の事務	1 知的障害者障害児措置の経費負担又は国庫補助に係る事務費支弁準備の決定												
	2 療育手帳の変更申請に基づく療育手帳の交付									○	福祉事務所長 日野総合事務所 所管福祉保健局長		
長寿社会課													
一～三 略													
四 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(広域連合の長に委任したものを除く。)													
	1～4 略												
	5 同法第18条第2項の規定により算定される施設介護サービス費の請求									○	健康福祉センター所長 日野総合事務所 所管福祉保健局長		
	6～37 略												
五～十二 略													
子ども家庭課													
一 略													
2 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第9条の6の規定による里親及び保護受託者の指当担当職員の指当										○	児童相談所長	
	2 同令第9条の10の規定による居住地区変更の通知											○	児童相談所長
	3及び4 略												
三～四の三 略													
5 母子及び寡婦福祉法(昭和40年法律第129号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項及び第3項(同法第10条の2第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(の規定による資金の貸付)の決定										○	福祉事務所長 日野総合事務所 所管福祉保健局長	
	2 同法第11条(同法第9条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定による母子福祉団体に對する資金の貸付)の決定								○				
	3 同法第15条の3第1項(同法第9条の3第4項において準用する場合を含む。)(の規定による母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対する報告の請求又は調査若しくは事務所への立									○			

査の実施													
4	同法第23条(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業の制限又は停止の命令											○	
六 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	2 同令第12条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	3 同令第13条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの停止の決定											○	
	4 同令第15条第1項第3号(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に對する承認											○	
	4の2 同令第15条第2項第1号(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体からの報告の徴収及び事務等への立入検査の実施											○	
	5 同令第16条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定 (一) 母子福祉団体に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	6 同令第17条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による借約金の徴収金額の決定及び償還 (一) 母子福祉団体に係る借約金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長
7 同令第19条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る償還金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長	
七～十三 略													
十四 その他	略												

入検査の実施													
4	同法第15条の4(同法第10条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業の制限又は停止の命令											○	
六 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	2 同令第11条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	3 同令第12条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの停止の決定											○	
	4 同令第14条第1項第3号及び第2項(同令第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に對する承認及び報告の徴収等											○	
	5 同令第15条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定 (一) 母子福祉団体に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	6 同令第16条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による借約金の徴収金額の決定及び償還 (一) 母子福祉団体に係る借約金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長
	7 同令第18条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る償還金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
七～十三 略													
十四 その他	略												

の事務	の事務																																																																																																																
2 略	<table border="1"> <tr> <td>2 母子福祉小児貸付事業要綱に基づく貸付の決定及び交付</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>福祉事務所長 日野総合事務所長</td> </tr> </table>	2 母子福祉小児貸付事業要綱に基づく貸付の決定及び交付											○	福祉事務所長 日野総合事務所長																																																																																																			
2 母子福祉小児貸付事業要綱に基づく貸付の決定及び交付											○	福祉事務所長 日野総合事務所長																																																																																																					
3 略	3 略																																																																																																																
略	4 略																																																																																																																
略	略																																																																																																																
環境政策課 一十二 略	環境政策課 一十二 略																																																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>十三 水道法 (昭和32年法律第177号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)</td> <td>1 同法第32条の規定による専用水道の布設工事の完成の確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1の2 同法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による専用水道の施設の施設等の届出の受理</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 同法第36条第1項及び第2項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の命令及び水質管理管理者の変更の勧告</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 同法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 同法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水の停止の命令</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 同法第39条第1項の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等についての報告の徴取及び水道の工事現場等への立入検査の実施</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>保健所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 同法第39条第2項の規定による簡易専用水道の設置者からの簡易専用水道の管理についての報告の徴取及び簡易専用水道の用に供する施設のある場所等への立入検査の実施</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>保健所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 同法第40条の規定による災害その他非常の場合における水道施設備用に取入れ水の他の水道事業者等への供給の命令及び供給の対価の裁定</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> </table>	十三 水道法 (昭和32年法律第177号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第32条の規定による専用水道の布設工事の完成の確認										○				1の2 同法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による専用水道の施設の施設等の届出の受理											○			2 同法第36条第1項及び第2項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の命令及び水質管理管理者の変更の勧告											○			3 同法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令											○			4 同法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水の停止の命令											○			5 同法第39条第1項の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等についての報告の徴取及び水道の工事現場等への立入検査の実施											○	保健所長		6 同法第39条第2項の規定による簡易専用水道の設置者からの簡易専用水道の管理についての報告の徴取及び簡易専用水道の用に供する施設のある場所等への立入検査の実施											○	保健所長		7 同法第40条の規定による災害その他非常の場合における水道施設備用に取入れ水の他の水道事業者等への供給の命令及び供給の対価の裁定										○		
十三 水道法 (昭和32年法律第177号) に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第32条の規定による専用水道の布設工事の完成の確認										○																																																																																																						
	1の2 同法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による専用水道の施設の施設等の届出の受理											○																																																																																																					
	2 同法第36条第1項及び第2項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の命令及び水質管理管理者の変更の勧告											○																																																																																																					
	3 同法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令											○																																																																																																					
	4 同法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水の停止の命令											○																																																																																																					
	5 同法第39条第1項の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等についての報告の徴取及び水道の工事現場等への立入検査の実施											○	保健所長																																																																																																				
	6 同法第39条第2項の規定による簡易専用水道の設置者からの簡易専用水道の管理についての報告の徴取及び簡易専用水道の用に供する施設のある場所等への立入検査の実施											○	保健所長																																																																																																				
	7 同法第40条の規定による災害その他非常の場合における水道施設備用に取入れ水の他の水道事業者等への供給の命令及び供給の対価の裁定										○																																																																																																						
	<table border="1"> <tr> <td>十四 水道法 施行令 (昭和32年政令第336号) 第7条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務</td> <td>1 同法第6条第1項の規定による水道事業の承認の認可</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 同法第10条第1項の規定による給水区域の拡張等の認可</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 同法第11条 (同法第31条において準用する場合を含む。) の規定による水道事業の休止又は廃止の許可</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 同法第13条第1項 (同法第31条において準用する場合を合</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> </tr> </table>	十四 水道法 施行令 (昭和32年政令第336号) 第7条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務	1 同法第6条第1項の規定による水道事業の承認の認可										○				2 同法第10条第1項の規定による給水区域の拡張等の認可											○			3 同法第11条 (同法第31条において準用する場合を含む。) の規定による水道事業の休止又は廃止の許可											○			4 同法第13条第1項 (同法第31条において準用する場合を合											○																																																									
十四 水道法 施行令 (昭和32年政令第336号) 第7条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務	1 同法第6条第1項の規定による水道事業の承認の認可										○																																																																																																						
	2 同法第10条第1項の規定による給水区域の拡張等の認可											○																																																																																																					
	3 同法第11条 (同法第31条において準用する場合を含む。) の規定による水道事業の休止又は廃止の許可											○																																																																																																					
	4 同法第13条第1項 (同法第31条において準用する場合を合											○																																																																																																					

十三 略	十五 略
十四 略	十六 略
十五 略	十七 略
十六 略	十八 略
十七 略	十九 略
十八 略	二十 略

む。)の規定による新設等に係る配水施設以外の水道施設等を使用して給水を開始する旨の届出の受理														
5 同法第14条第2項の規定による料金を変更した旨の届出の受理		○												
6 同法第14条第3項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可		○												
7 同法第26条の規定による小売用小売給水事業の経営の認可		○												
8 同法第30条第1項の規定による給水対象等の変更の認可		○												
9 同法第35条の規定による水道事業又は水道用 watersupply 事業の認可の取消し		○												
10 同法第36条第1項及び第2項の規定による水道事業者又は水道用 watersupply 事業者に対する水道施設の改善の命令及び水道技術管理者の変更の勧告		○												
11 同法第37条の規定による水道事業者又は水道用 watersupply 事業者に対する給水の停止の命令		○												
12 同法第38条の規定による地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請をすべきことの命令又は供給条件の変更		○												
13 同法第41条の規定による二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用 watersupply 事業者間又は水道事業者と水道用 watersupply 事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図るべき旨の勧告		○												
14 同法第42条第1項又は第3項の規定による地方公共団体以外の水道事業者からの当該水道の水道施設等の譲渡の認可又は買収の総併合について水道事業者との協議が円滑でないとき等の裁定		○												

15 略							12 略							
16 略							13 略							
17 同条例第23条第2項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認					○		14 同条例第23条第2項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認					○		
18 同条例第24条第1項の規定による緑地環境保全地域における建築物その他の工作物の新築等の届出の受理						○	15 同条例第24条の規定による緑地環境保全地域における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮					○		
19 同条例第24条第2項の規定による緑地環境保全地域における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、同条例第3項の規定による処分期間の延長若しくはその通知又は同条例第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮						○	16 同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令					○		
20 同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令						○	17 同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の届出又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の実施					○		
21 同条例第26条の規定による緑地環境保全地域における国の期間等の移行行為についての通知の受理						○	18 同条例第30条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域の指定等のための実施調査の実施					○		
22 同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の届出又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の実施						○	20 同条例第35条第1項の規定による自然環境監視員の設置					○		
23 同条例第30条第1項の規定による県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の指定等のための実施調査の実施又は同条例第2項の規定による土地所有者等への通知						○	21 同条例第36条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録					○	保健所長	
24 同条例第35条第1項の規定による自然環境監視員の設置	○						22 同法第9条第2項の規定による第一種フロン類回収業者の登録申請の受理					○	保健所長	
							22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録					○	保健所長
								2 同法第10条第1項の規定による登録への登録及び同条例第2項の規定による登録の通知					○	保健所長
								3 同法第11条第1項の規定による登録の拒否及び同条例第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長

5	同法第2条第2項において準用する同法第9条第2項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新申請の受理						○	保健所長
6	同法第2条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録の更新及び同法第2条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録の更新に係る通知						○	保健所長
7	同法第2条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録の更新の可否及び同法第2条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の更新の可否に係る通知						○	保健所長
8	同法第3条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更及び同法第3条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更に係る通知						○	保健所長
9	同法第3条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更の可否及び同法第3条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更の可否に係る通知						○	保健所長
10	同法第4条の規定による登録簿の閲覧						○	保健所長
11	同法第5条第1項の規定による廃業等の届出の受理						○	保健所長
12	同法第6条の規定による登録の抹消						○	保健所長
13	同法第7条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令					○		
14	同法第7条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知					○		
15	同法第22条第2項の規定による第一種フロン類回収業者からの回収量の報告の受理						○	保健所長
16	同法第22条第3項の規定による報告事項の主務大臣への通知					○		
17	同法第23条の規定による第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言						○	保健所長

29	同法第29条第1項の規定による第二種フロン類回収業者の登録						○	保健所長
30	同法第29条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の登録申請の受理						○	保健所長
31	同法第30条第1項の規定による登録簿への登録及び同法第2項の規定による登録の通知						○	保健所長
32	同法第31条第1項の規定による登録の拒否及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知						○	保健所長
33	同法第32条第1項又は第3項の規定による国土交通大臣からの通知の受理					○		
34	同法第32条第2項の規定による登録簿への登録又は登録の拒否						○	保健所長
35	同法第32条第4項において準用する同法第30条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の通知又は同法第32条第4項において準用する第31条第2項の規定による登録の拒否の通知						○	保健所長
36	同法第32条第6項において準用する同法第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録又は同法第32条第6項において準用する同法第4項において準用する同法第30条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録の通知若しくは同法第32条第6項において準用する同法第4項において準用する同法第31条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録の拒否の通知						○	保健所長
37	同法第32条第7項の規定による登録の通知						○	保健所長
38	同法第32条第9項の規定による国土交通大臣への通知					○		
39	同法第33条第1項において準用する同法第2条第2項において準用する第9条第2項、第10条又は第11条の規定による第二種フロン類回収業者の登録の更新申請の受理、登録の更新若しくは当該更新に係る通知又は登録の更新の拒否若しくは当該拒否に係る通知						○	保健所長
40	同法第33条第1項						○	保健所長

	において準用する同法第33条第2項において準用する第0条又は第1条の規定による第二種フロン類回収業者登録簿の登録事項の変更若しくは当該変更に係る通知又は登録簿の登録事項の変更の可否若しくは当該可否に係る通知								
41	同法第33条第1項において準用する同法第4条の規定による第二種フロン類回収業者登録簿の閲覧							○	保健所長
42	同法第33条第1項において準用する同法第5条第1項の規定による第二種フロン類回収業者に係る廃棄物の届出の受理							○	保健所長
43	同法第33条第1項において準用する同法第6条の規定による第一種フロン類回収業者の登録の取消							○	保健所長
44	同法第33条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の取消し又は業務の停止命令及び同法第33条第1項において準用する同法第7条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による当該取消し等に係る通知						○		
45	同法第33条第1項において準用する同法第22条第2項の規定による第二種フロン類回収業者からの回収量の報告の受理							○	保健所長
46	同法第33条第2項において準用する同法第4条の規定による同法第22条第2項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収事業者（以下「第2項第二種フロン類回収事業者」という。）に係る登録簿の閲覧							○	保健所長
47	同法第33条第2項において準用する同法第5条第1項の規定による第2項第二種フロン類回収事業者に係る廃棄物の届出の受理							○	保健所長
48	同法第33条第2項において準用する同法第6条の規定による第2項第二種フロン類回収事業者の登録の取消							○	保健所長
49	同法第33条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による第2項第二種フロン類回収事業者の登録の取消し又は業務の停止命令及び同法第33条第2項						○		

二十 略

二十一 土壌汚染対策法(平成14年法律第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による調査報告の受理								○	保健所長
	2 同法第3条第1項ただし書の規定による確認								○	保健所長
	3 同法第3条第2項の規定による土地所有者等に対する通知								○	保健所長
	4 同法第3条第3項の規定による報告又は報告の内容の是正の命令								○	保健所長
	5 同法第4条第1項の規定による調査結果の報告の命令							○		
	6 同法第4条第2項の規定による調査の							○		

二十三 略

二十三 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法務施行規則(平成13年経済産業省令第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条に規定する引渡義務の存外として認める者の認定								○	
	50 同法第33条第2項において準用する同法第22条第2項の規定による第2項第2種フロン類回収事業者からの回収量等の報告の受理								○	保健所長
	51 同法第34条の規定による報告事項の主務大臣への通知							○		
	52 同法第42条第1項の規定による指導及び助言								○	保健所長
	53 同法第43条第1項及び第4項の規定による勧告及び同法第6項の規定による命令								○	保健所長
	54 同法第43条第2項の規定による国土交通大臣への通知							○		
	55 同法第44条第1項の規定による報告の徴収又は勧告及び同法第2項の規定による命令								○	保健所長
	56 同法第70条の規定によるフロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関する報告の徴収								○	保健所長
	57 同法第71条第1項の規定による立入検査								○	保健所長

二十四 略

	実施									
	7 同法第5条第1項の規定による区域の指定						○			
	8 同法第5条第2項の規定による区域の指定の公告						○			
	9 同法第5条第4項の規定による指定区域の解除						○			
	10 同法第6条第1項の規定による指定区域台帳の調製及び保管						○			
	11 同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置命令						○			
	12 同法第7条第2項の規定による汚濁行為をした者に対する措置命令						○			
	13 同法第7条第3項において準用する同法第4条第2項の規定による措置の実施						○			
	14 同法第9条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理						○			
	15 同法第9条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理						○			
	16 同法第9条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理						○			
	17 同法第9条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令						○			
	18 同法第23条第1項の規定による報告要求及び立入検査						○			
	19 同法第30条の規定による協議						○			
	20 同法第31条第2項の規定による資料の送付等の要求等						○			
二十二	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1	第12条第2項ただし書の規定による確認						○	保健所長
		2	第12条第3項の規定による報告の受理						○	保健所長
二十三	鳥取県希少野生動物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1~7	略							
	8 同条例第5条第1項の規定による自然生態系保全地域の指定等		○							
	9 同条例第5条第3項の規定による審議会及び関係市町村の意見の聴取						○			
二十五	鳥取県希少野生動物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1~7	略							

10 同条例第5条第4項の規定による指定しようとする旨並びに指定の区域、指定に係る希少動植物の種及び個体の公表及び公告事項を周知するための措置	○								
11 同条例第5条第5項の規定による指定の区域、指定に係る希少野生動植物の種及び個体の案についての意見書の受理				○					
12 同条例第5条第6項の規定による公聴会の開催	○								
13 同条例第5条第7項の規定による指定する旨並びに指定の区域、指定に係る希少野生動植物の種及び個体の公示	○								
14 同条例第5条第9項の規定による指定の解除	○								
15 同条例第6条第1項の規定による指定に係る希少野生動植物の捕獲等の届出の受理						○		保健所長	
16 同条例第6条第2項の規定による捕獲等の禁止等の命令、同条例第3項の規定による命令をすることができる期間の延長及び同条例第4項の規定による通知						○		保健所長	
17 同条例第6条第5項の規定による届出に係る捕獲等に着手することができる期間の短縮						○		保健所長	
18 同条例第7条第1項の規定による保護管理地区の指定並びに同条例第2項において準用する同条例第15条第9項の規定による保護管理地区指定の解除等	○								
19 同条例第7条第4項第4号の規定による保護管理地区の区域域内における建築物その他工作物の新築等の許可						○		保健所長	
20 同条例第7条第9項の規定による既に着手している行為の届出の受理及び同条例第10項の規定による応急措置としての行為の届出の受理						○		保健所長	
21 同条例第8条第1項の規定による立入制限地区の指定、同条例第6項の規定による指定の解除等	○								
22 同条例第8条第8項第3号の規定による立入りの許可						○		保健所長	
23 同条例第9条第1項の規定による保全						○		保健所長	

	地区の区域内における建築物その他工作物の新築等の届出の受理																							
24	同条例第19条第2項の規定による保全地区の区域内における建築物その他工作物の新築等の行為の禁止等の命令、同条第3項の規定による命令をすることができ期間の延長及び同条第4項の規定による通知及び同条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができ期間の短縮																				○	保健所長		
25	同条例第20条第1項又は第2項の規定による自然環境保全地域における行為の実施方法についての指示及び同条第3項又は第4項の規定による中止等の命令																					○	保健所長	
26	同条例第21条第1項の規定による実施状況の報告の要求及び同条第2項の規定による立入り等																					○	保健所長	
27	同条例第22条第1項の規定による立入り及び同条第2項の規定による土地の所有者等への通知等																					○	保健所長	
28	同条例第24条第1項の規定による保護管理事業計画の策定																						○	
29	同条例第24条第4項の規定による公示等																						○	
30	同条例第25条第2項の規定による保護管理事業の認定																						○	
31	同条例第25条第3項の規定による公示																						○	
32	同条例第25条第4項の支那措置																						○	
33	同条例第26条第2項の規定による保護管理事業の実施状況等の報告の要求																						○	
34	同条例第26条第3項の規定による保護管理事業の認定の取消し																						○	
35	同条例第30条第1項の規定による希少野生動物種別保護推進員の配置																						○	
36	同条例第31条第2項の規定による国の機関等との希少野生動物種の保護等についての協議																						○	保健所長
37	同条例第31条第3項の規定による国の機関等からの通知の受理																						○	保健所長
二四 略																								
8	同条例第22条第1項の規定による立入り及び同条第2項の規定による土地の所有者等への通知等																						○	
9	同条例第30条第1項の規定による希少野生動物種別保護推進員の配置																						○	
10	同条例第31条第2項の規定による国の機関等との希少野生動物種の保護等についての協議																						○	
二六 略																								

12	同法第7条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令					○		
13	同法第7条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知					○		
14	同法第22条第2項の規定による第一種フロン類回収業者からの回収量の報告の受理					○	保健所長	
15	同法第22条第3項の規定による報告事項の主務大臣への通知					○		
16	同法第23条の規定による第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言					○	保健所長	
17	同法第24条第1項及び第2項の規定による第一種フロン類回収業者に対する勧告及び同法第3項の規定による命令					○	保健所長	
18	同法第25条第1項の規定による第二種特定製品回収業者の登録					○	保健所長	
19	同法第26条第1項の規定による登録簿への登録及び同法第2項の規定による登録の通知					○	保健所長	
20	同法第27条第1項の規定による登録の拒否及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長	
21	同法第28条において準用する同法第12条第2項において準用する第9条第2項の規定による第二種特定製品回収業者の登録の更新申請の受理、同法第28条において準用する同法第12条第2項において準用する第10条第1項の規定による登録の更新若しくは同法第2項の規定による当該更新に係る通知又は同法第28条において準用する同法第12条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録の更新の拒否若しくは同法第2項の規定による当該拒否に係る通知					○	保健所長	
22	同法第28条において準用する同法第13条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による第二種特定製品回収業者登録簿の登録事項の変更若しくは同法第2項の規定による当該変更に係る通知又は同法第28条において準用する同法第					○	保健所長	

定による第二種フロン回収業者の登録の取消し又は業務の停止命令及び同法第33条第1項において準用する同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による当該取消し等に係る通知									
42 同法第33条第1項において準用する同法第22条第2項の規定による第二種フロン回収業者からの回収量等の報告の受理						○	保連所長		
43 同法第33条第2項において準用する同法第14条の規定による同法第12条第2項の規定により登録を受けた第二種フロン回収事業者（以下「第2項第二種フロン回収事業者」という。）に係る登録簿の利覧						○	保連所長		
44 同法第33条第2項において準用する同法第15条第1項の規定による第2項第二種フロン回収事業者に係る廃業等の届出の受理						○	保連所長		
45 同法第33条第2項において準用する同法第16条の規定による第2項第二種フロン回収事業者の登録の抹消						○	保連所長		
46 同法第33条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による第2項第二種フロン回収事業者の登録の取消し又は業務の停止命令及び同法第33条第2項において準用する同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による当該取消し等の通知					○				
47 同法第33条第2項において準用する同法第22条第2項の規定による第2項第二種フロン回収業者からの回収量等の報告の受理						○	保連所長		
48 同法第34条の規定による報告事項の主務大臣への通知					○				
49 同法第42条第1項の規定による指導及び助言						○	保連所長		
50 同法第43条第1項又は第4項の規定による勧告及び同法第6項の規定による命令						○	保連所長		
51 同法第43条第2項の規定による国土交通大臣への通知					○				
52 同法第54条第1項の規定による報告の						○	保連所長		

